

社会福祉法人光葉会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全ての職員がその置かれた立場で十分に能力を発揮し、さらに活躍できる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3(2021)年12月1日～令和8(2026)年11月30日

2. 内容

目標1：職員1人当たりの有給休暇取得率を平均60%以上とし、ワークライフの調和を図る。

対策：2021年12月～ 育児・介護・キャリアアップ・余暇活動等において、有給休暇を取得しやすくなるように上司からも働き掛ける。あわせて、時間単位での有給休暇取得も有効に活用できるように普及を図る。

目標2：職員1人当たりの月平均残業時間を10時間以内とする。

対策：2021年12月～ 各事業所において業務の効率化に向けて業務内容の改善に努め長時間労働にならない職場環境作りを図る。